

所得の内訳書

住所

氏名

(令和 年分)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所又は給与などの 支払者の氏名・名称、住所・ 所在地・法人番号、電話番号	所得の基 となる資産の 数	収入金額 (源泉徴収 税を引か れた金額)	源泉徴収税額	支払確定年月 又は支払を 受けた年月
				円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

書 き 方

○ この所得の内訳書は、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない所得がある場合に使用します。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑、退職などと書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利子及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利子・配当」と記載しても差し支えありません。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類) (種 目)

営 業 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など

不 動 産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など

利 子……公社債の利子など

配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など

給 与……給料、俸給、賞与、歳費など

雑 ……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など

退 職……退職金、一時恩給など

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号)

営 業 等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

不 動 産……貸地、貸家などの所在地など

利 子……利子などの支払者の名称、所在地・法人番号、電話番号など

配 当……株式などを発行している会社の名称、所在地・法人番号、電話番号など

給 与……給料などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

雑 ……原稿料や印税などを支払った出版社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

退 職……退職金などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料、退職金などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

確定申告は自宅から e-Tax で！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax により確定申告ができます。

作成コーナー

